

## 豊岡市図書館ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊岡市広告掲載要綱（平成19年豊岡市告示第238号）及び豊岡市広告掲載基準（平成19年豊岡市告示第239号）に基づき、豊岡市立図書館（以下「図書館」という。）がインターネット上に公開している図書館のホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 図書館のホームページに掲載するバナー広告（以下「広告」という。）は、図書館の広告媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

2 前項に定めるもののほか、掲載しないものは館長が別に定める。

(広告の規格)

第3条 広告1枠あたりの規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 縦60ピクセル 横180ピクセル

(2) 容量 1,000キロバイト以内

(4) データ形式 G I F形式又はJ P E G形式

2 広告は、静止画とし、アニメーションG I F、ループ等の動画は使用しないものとする。

(広告の掲載位置、順序及び枠数)

第4条 広告の掲載位置及び枠数は、館長が定めるものとする。

2 掲載する広告の順序は、申込みの受付順とする。

(広告掲載料)

第5条 1枠当たりの広告掲載料は、月額5,000円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、毎月第1開館日午前9時から翌月の第1開館日午前9時までの1カ月とする。

2 連続して掲載できる期間は、当該年度内において、12カ月を上限とする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、市広報、図書館ホームページ等により行うものとする。

2 広告掲載枠に空きがないときは、募集を行わないものとする。

(掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、別に館長が定める方法で、豊岡市立図書館ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に、広告の原稿及びその他必要な書類を添えて、館長に提出するものとする。

2 館長は、前項の申込みがあった場合で特に必要と認めるときは、申込者に対し、別途資料等の提供を求めることができるものとする。

3 原稿の作成に要する費用は、申込者の負担とする。

4 館長は、申込者から提出された原稿及びリンク先のウェブサイトが第2条の規定

に該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、申込者に対し修正を求めることができる。

5 同一申込者が申込みことができる広告は、1カ月につき1枠とする。ただし、広告掲載枠に空きがある場合は、同一申込者であっても、異なる業種の広告について、合計2枠までの広告掲載の申込みができるものとする。

6 広告掲載の申込期限は、広告掲載を開始しようとする月の1カ月前とする。ただし、広告掲載枠に空きがある場合は、この限りではない。

(掲載の決定等)

第9条 館長は、第8条の申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、掲載の可否を決定し、豊岡市立図書館ホームページ広告掲載承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条の規定により掲載が決定した者（以下「広告主」という。）は、館長の指定する期日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 図書館のホームページの運営が48時間を超えて停止したときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載できなくなった日以降の期間について日割りで計算したものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

## 豊岡市立図書館ホームページ広告掲載基準

豊岡市立図書館ホームページ広告掲載取扱要領第2条第2項に規定する館長が別に定めるものは次に掲げるものをいう。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 消費者金融の広告
- (3) 出資者及び出資金の募集広告
- (4) 靈感商法など不良商法と認めるものの広告
- (5) 債権取立て、回収等の広告
- (6) 特殊な結社団体の広告
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で「風俗営業」と規定される業種の広告
- (8) 興信所等の広告
- (9) 危険を伴う民間療法の広告
- (10) 無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供する広告
- (11) 他をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (12) 非科学的又は迷信に類するもので、他人を迷わせ、又は不安を与えるおそれのある広告
- (13) 集団的に、又は常習的に暴力等の不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる広告
- (14) 国内世論が大きく分かれている広告
- (15) 市の広告事業の円滑な運営に支障を来たす広告
- (16) その他市長が適当でないと認める広告